

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4448 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月22日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

社会保険・税一体改革大綱(所得税)

Q：先日、社会保険・税一体改革大綱が閣議決定されたとか。どのような内容だったのですか？

A：所得税の改正は、次のような内容になっています。

【解説】

先ごろ、社会保険・税一体改革大綱が閣議決定されました。所得税の改正については、次のような内容になっています。

① 税率構造

昭和60年代以降実施してきた累進税率の大幅な累進緩和により、所得分配機能が近年低下してきており、高い所得階層ほど税負担が大きく低下している傾向が見られるとして、今回は特に高い所得階層に絞って一定の負担増を求めるとしています。

② 金融所得課税

金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通産範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があるとし、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率にすること、ならびに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を実施する(経済金融情勢が急変しない場合に限る)こととしています。

③ その他

その他、控除の見直しや年金に関する税制について見直しをするとしています。

